

午前10時05分 開会

議長（清成宣明君） ただいまから、継続市議会定例会を開会いたします。

日程に先立ち、生活環境部長より、去る6月15日の一般質問における、10番平野文活君の質問に対する答弁の中で、その発言の一部を訂正したい旨の申し出がありますので、発言を許可します。

生活環境部長（高橋 徹君） 去る6月15日の平野議員さんの一般質問の中で、国民健康保険関係部分の、国民健康保険法第44条による医療費の一部負担金の減免あるいは徴収猶予に対する答弁において、質問を取り違えて答弁いたしましたので、おわびして、「医療費の一部負担金の減免あるいは徴収猶予につきましては、県の助言のもと、さまざまな問題点もあるため、他都市とも協議中であり、今後とも要綱策定の検討をしてまいりたい」との内容に訂正をよろしくお願い申し上げます。

議長（清成宣明君） 本日の議事は、お手元に配付いたしております議事日程第6号により行います。

日程第1により、上程中の全議案に対する各常任委員会の審査の経過と結果について、各委員長から順次御報告願います。

観光経済委員会委員長。

（観光経済委員会副委員長・市原隆生君登壇）

観光経済委員会副委員長（市原隆生君） 委員長にかわりまして、副委員長の私より御報告いたします。

観光経済委員会は、去る6月13日の本会議において付託を受けました、議案7件について、6月20日に委員会を開会し、慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

最初に、議第47号平成17年度別府市一般会計補正予算（第1号）、ONSENツーリズム局関係部分についてであります。

別府商工会議所青年部チッカマウガ研究会を母体とする「Be-Beppu Jazz inn 実行委員会」が、財団法人地域社会振興財団に対し、別府公園で開催する「Be-Beppu Jazz inn」の支援をお願いし、事業採択の内示を受けたことに伴う補正予算の計上であるとの当局の説明を了とし、採決の結果、全員異議なく可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第55号別府市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例等の一部改正についてのONSENツーリズム局関係部分についてであります。

指定管理者制度の導入に伴い、別府市国際交流会館及び別府市有温泉施設等、別府市菅阿蘇くじゅう国立公園志高湖野営場、別府市神楽女駐車場、別府市市民ホール、別府市湯都ピア浜脇のそれぞれの設置及び管理に関する条例整備であり、このうち、指定管理者を公募するものは、市有温泉、市民ホール、湯都ピア浜脇の各施設であり、既存委託団体を指定管理者とするものは、志高湖野営場、神楽女駐車場、国際交流会館であるとの当局の説明に対し、委員より、指定管理者制度を導入し、委託契約した場合、契約先に不備等があり、業務が遂行できない場合のための保険は、行政側が負担するのか、委託先の業者が掛けるのか、その所在を明確にしておくようにとの要望がなされましたが、採決の結果、賛成多数により可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第56号別府競輪市民広場の設置及び管理に関する条例等の一部改正についてであります。

公の施設の管理の委託を廃止することに伴う条例の改正であり、別府競輪市民広場及び別府市竹細工伝統産業会館、別府市菅亀陽泉会館、別府市菅関の江海水浴場のそれぞ

れの設置及び管理に関する条例の一部改正であるとの当局の説明を了とし、採決の結果、全員異議なく可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第60号工事請負契約の締結についてであります。

委員より、談合疑惑のあった競輪場のメインスタンドの改築という大型工事にもかかわらず、一般競争入札をするためには期日が足りなかったとのことであるが、なぜ一般競争入札をするための余裕のある契約事務の日程調整が図れなかったのかとの質疑に対し、当局より、メインスタンドの改築工事を行うに当たり、本場開催等について経済産業省や日本自転車振興会等と協議をしていく中で、内諾の時期がずれ込んだことや、他の競輪場との日程調整がつかず、入札時期が5月になったことが原因であり、御理解をいただきたいとの答弁がなされました。

以上のような質疑を経て、採決の結果、賛成多数により可決すべきものと決定いたしました。

そのほか、議第61号及び議第62号の工事請負契約の締結について、議第64号議決事項の変更については、当局の説明を了とし、以上3件について採決の結果、いずれも全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で当委員会に付託を受けました議案7件に対する審査の概要と結果の報告を終わります。

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。（拍手）

議長（清成宣明君） 厚生委員会委員長。

（厚生委員会委員長・吉富英三郎君登壇）

厚生委員会委員長（吉富英三郎君） 厚生委員会は、去る6月13日の本会議において付託を受けました議第47号平成17年度別府市一般会計補正予算（第1号）関係部分、外6件につきまして、6月20日に委員会を開会し、慎重に審査をいたしましたので、この経過と結果について報告いたします。

最初に、高齢者福祉課関係であります。議第47号平成17年度別府市一般会計補正予算（第1号）において、市営養護老人ホーム扇山の民間への移管を昨年度計画したが、応募のあった社会福祉法人と条件面等で折り合いがつかず、今年度も公募を行うこととなった経過に伴い、移管先選定委員会を開催する経費を計上しているとの当局説明に対し、委員より、昨年度不調に終わった経緯をかんがみて、別府市としてどのような助成措置ができるのかを明らかにして公募をする方が望ましいのではないかと。また、社会福祉法人が新たに土地を取得して経営を行うことは、現在の情勢ではかなり難しい局面もあるので、市有地の賃貸などを含め柔軟な発想で事業を進めてほしいなどの意見がなされ、採決の結果、全員異議なく、可決すべきものと決定いたしました。

続いて、保健医療課関係部分であります。議第49号平成17年度別府市老人保健特別会計補正予算（第2号）及び議第75号市長専決処分については、平成16年度決算額が確定したため、支払基金交付金・国庫負担金・県負担金を精算するための予算計上をしているとの当局説明に対し、今別府市では高齢者1人当たりの医療費はどれくらいで、県内各自治体と比べてどのような状態であるのかとの質問がなされました。16年度の別府市の平均は約86万円であり、統計のある15年度の県内平均で比べても他都市と比べて数万円高くなっている状況であるとの当局答弁を了とし、採決の結果、全員異議なく可決すべきものと決定いたしました。

次に、市民課関係部分では、議第54号別府市手数料条例の一部改正については、昨今社会問題となっている住民基本台帳の閲覧制度について、本年5月より閲覧台帳を従来の町内別世帯順から町内別生年月日順に変更し、高齢者単身世帯や母子世帯等が容易に判別できないようにしたため、本年8月1日より閲覧手数料を1世帯200円から1

件300円に変更するものであるとの説明を受けたところ、委員より、例えば手数料を1件1,000円以上の高い金額にすれば、悪質な大量閲覧に対する効果的な抑止力になるのではないかと、別府市として個人情報保護も含めてどのように考えているのかとの質問がなされました。当局より、他都市では閲覧件数が最初の1は300円だが、数がふえると金額が累進的に高くなるといった手法で抑止している場合や、閲覧時間の制限や条例などで特定の利用には制限を加えるといった方式を行っている都市もある。しかしその反面、隣接の自治体で閲覧が可能でなぜできないのかとの考えもあり、上位法である住民基本台帳法で認められている権利を条例で制限することはいろいろな事態が考えられる。別府市では内規として台帳閲覧の際に、法人であれば事前申し込み時の登記簿謄本の添付や閲覧目的の審査、個人にも閲覧目的の審査を行い、当日窓口で閲覧者の本人確認のため公的身分証明の提示を求めるなどを行っている。またこの秋にも国で法制度の見直しが検討されているとの情報もあり、その結果を見ながら個人情報保護をできる範囲で進めてまいりたいとの答弁を了とし、採決の結果、全員異議なく可決すべきものと決定いたしました。

続いて、環境安全課関係部分では、議第55号別府市コミュニティーセンターの設置及び管理に関する条例等の一部改正については、市営的ヶ浜駐車場を指定管理者制度に移行するためであるとの説明がなされたところ、委員より、条例の中で駐車場の供用時間が8時から23時までと決められているが、今後民間で管理する場合に足かせになる場合がある。もっと柔軟に対応できないか。また観光地の市街化区域では24時間方式の機械管理駐車場のニーズがあり、管理コストの軽減にもなるのではないかと、大型バスの展開スペースの問題もあるが工夫して将来的に実現してほしいなどの要望もなされ、採決の結果、全員異議なく可決すべきものと決定いたしました。

最後に、社会福祉課、障害福祉課関係の議第55号別府市コミュニティーセンターの設置及び管理に関する条例等の一部改正について関係部分、児童福祉課関係の議第69号市長専決処分について、保険年金課関係部分の議第73号市長専決処分について、清掃課関係の議第47号平成17年度別府市一般会計補正予算(第1号)関係部分及び議第69号市長専決処分については、いずれも当局説明を適切妥当と認め、それぞれ採決の結果、全員異議なく可決すべきものと決定いたしました。

以上で、当委員会に付託を受けました議案の審査の経過と結果について報告を終わります。

何とぞ、議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。(拍手)

議長(清成宣明君) 建設水道委員会委員長。

(建設水道委員会副委員長・国実久夫君登壇)

建設水道委員会副委員長(国実久夫君) 委員長にかわりまして、副委員長の私から御報告させていただきます。

建設水道委員会は、去る6月13日の本会議において付託を受けました議第48号平成17年度別府市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)外7件について、6月20日に委員会を開会し、慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果について御報告いたします。

最初に、議第55号別府市コミュニティーセンターの設置及び管理に関する条例等の一部改正について関係部分であります。

別府市南立石2区集会所及び実相寺中央公園集会所に指定管理者制度を導入することに伴い、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲を定める等、条例の一部改正を行うものであり、主として付近住民が使用するため、地域密着型施設と位置づけ、制度の導入後も引き続き、地元自治会に管理を委託する予定であるとの説明がなされました。

これに対し委員より、指定管理者制度を導入することに伴い、受託する自治会の負担増にならないよう、事前協議を十分に行ってほしいとの要望がなされましたが、議第5号関係部分については、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第69号市長専決処分について関係部分であります。

当局より、主として財源対策債による財源補正予算であり、財源対策のために発行された交付税措置のある有利な起債が3月議会後の決定となったため、専決処分を行ったものであるとの当局説明を適切妥当と認め、議第69号関係部分は、全員異議なく承認すべきものと決定いたしました。

続いて、議第57号別府市都市景観条例の一部改正について及び議第58号別府市都市公園の設置及び管理に関する条例の一部改正については、都市緑地保全法及び都市公園法の一部を改正する法律の施行に伴い、関連する条例を改正しようとするものであるとの説明がなされ、採決の結果、いずれも全員異議なく原案のとおり可決されました。

次に、議第68号公有水面埋め立てに関する意見についてであります。

当局より、大分県海岸保全施設整備基本計画に基づき、関の江地区に海岸保全施設用地と緑地の整備を行うものである等の説明がなされました。

これに対し委員より、部や課等のセクションを越え、市民の要望等、広くアイデアを取り入れながら、関の江海岸のあるべき将来像を明確にし事業を進めてほしいとの要望がなされました。

また他委員より、市民の苦しい生活状況や国、県、市等の厳しい財政状況をかんがみたときに、このような大型事業に財源を割くべきではないとの反対意見がなされましたが、最終的に議第68号は、採決の結果、賛成多数で可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第74号市長専決処分については、平成16年度別府市公共下水道事業特別会計の決算見込みに歳入不足を生じたために繰上充用を行ったものであるとの説明を了とし、全員異議なく承認すべきものと決定いたしました。

最後に、議第48号平成17年度別府市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)及び議第50号平成17年度別府市水道事業会計補正予算(第1号)についてであります。

いずれも主として公営企業借換債にかかる特例措置として、一定利率以上の未償還企業債を有する公営企業の既往債の借り換えを行い、公債費負担の軽減を図るものであるとの当局説明がなされましたが、これを適切妥当と認め、議第48号及び議第50号は、いずれも全員異議なく原案のとおり可決された次第であります。

以上が、当委員会に付託を受けました議案に対する審査の経過と結果についての報告であります。

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。(拍手)

議長(清成宣明君) 総務文教委員会委員長。

(総務文教委員会委員長・長野恭紘君登壇)

総務文教委員会委員長(長野恭紘君) 総務文教委員会が、去る6月13日の本会議において付託を受けました議案は、議第47号平成17年度別府市一般会計補正予算(第1号)関係部分外13件であります。6月20日に委員会を開会し、慎重に審査を行いましたので、その経過と結果について、簡単に御報告いたします。

初めに、議第69号市長専決処分について総務文教委員会関係部分及び議第71号及び議第72号の市長専決処分については、当局の説明を妥当と認め、全員異議なく承認されました。また、議第70号市長専決処分については、一部の委員より反対の意思表示がなされ、採決の結果、賛成多数で承認された次第であります。

次に、議第63号工事請負契約の締結についてであります。

春木川小学校教室棟耐震補強、大規模改造工事について、この目的は老朽化に伴う学校施設の機能低下を補修することにより教育環境を改善し、あわせて耐震機能を向上させることにより児童・生徒の安全を確保することである。入札の結果、株式会社浦松建設が1億8,186万円で落札したので、工事請負契約を締結しようとするものであるとの当局説明に対し委員より、今回の耐震補強、大規模改造工事について障害者対策や環境問題が取り上げられている現在、バリアフリー化やエコエネルギーなどの対策など何か講じているのかとの質疑があり、補助金などの関係もあり現在は健常者を基本に考えているため、今回の改修はバリアフリー化やエコエネルギーなどの対策は行っていないが、今後についてはその実現に向けて関係当局と十分な協議を重ねてまいりたいとの答弁がなされました。

また委員より、目的は理解できるのだが、児童数が年々減少しているこの時期に改修することにより、今後の春木川小学校についてどのように考えているのかとの質疑があり、当局より、今後予定している通学区域審議会などで校区の見直しなど児童数増加に向けて鋭意努力したいとの答弁がなされ、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第55号別府市コミュニティーセンターの設置及び管理に関する条例等の一部改正について総務文教委員会関係部分であります。

財産活用課関係部分では、別府市内電コミュニティーセンターの設置及び管理に関する条例等の一部改正について、また教育委員会関係部分では、別府市営体育施設等の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する内容の当局説明に対し委員より、指定管理者の制度自体は大変すばらしいと思うが、窓口の一本化はできないのかとの質疑に対し、当局より、市長部局と教育委員会は組織が異なり、また今後事業部制に移行すること、予算面では一般会計と特別会計の問題等々を整理し、今後関係各課と十分な協議を行い、取り組んでまいりたいとの答弁がなされ、議第55号別府市コミュニティーセンターの設置及び管理に関する条例等の一部改正についての総務文教委員会関係部分を採決するに当たり、一部の委員より反対の意思表示がなされ、賛成多数で可決された次第であります。

次に、議第65号別府速見地域広域市町村圏事務組合理約の一部変更についてであります。

別府速見地域広域市町村圏事務組合を構成する市町のうち杵築市、山香町及び大田村が平成17年10月1日をもって新設合併することになり、別府速見地域広域市町村圏事務組合理約の関係部分に変更が生じるため、議会の議決を求めるものである。議員定数は現行の31人から29人となり、別府市15人、杵築市8人、日出町6人に変更するものであるとの当局説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

その他、議第47号平成17年度別府市一般会計補正予算(第1号)関係部分、議第51号別府市個人情報保護条例の一部改正について、議第52号別府市情報公開条例の一部改正について、議第53号地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する法律に基づく固定資産税の不均一課税に関する条例の廃止について、議第59号別府市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について、議第66号大分県市町村会館管理組合を組織する地方公共団体の数の増減について、議第67号大分県市町村会館管理組合理約の一部変更についての以上7件については、いずれも当局の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、当委員会に付託を受けました議案14件に対する審査の経過と結果についての

御報告といたします。

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。（拍手）

議長（清成宣明君） 以上で、各常任委員会委員長の報告は終わりました。

少数意見者の報告はありませんので、これより、討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許します。

（14番・野田紀子君登壇）

14番（野田紀子君） 日本共産党議員団を代表しまして、議第47号、55号、60号、68号、70号について、反対の立場から討論を行います。

議第47号平成17年度一般会計補正予算のうち、扇山老人ホームを民間に移管するための選定委員会設置予算28万1,000円に反対です。

市当局は、市の財政負担の軽減というメリットがあると説明していますが、これは高齢者施設に出すお金がもったいないということであり、認めることができません。また、利用者サービスは変わらないとも説明していますが、しかし、民間が土地と建設費用を負担するということは、その投資額を後で回収するということであり、さまざまな点で市民サービスの低下を招くことは避けられません。しかも、扇山の用地を売却し、これを民間業者に補助するなど、とんでもないことです。市当局がやるべきことは、老朽化した施設は市の責任で改築し、さらに80人もの待機者を解消するための施設の増設ができるよう、県に強く働きかけることです。

次に、議第55号指定管理者制度導入に関連する条例改正案のうち、町内温泉の性格を持つ市営温泉、すなわち不老泉、田の湯、海門寺、永石、浜田の各温泉並びに市民の利用頻度が高い公民館的施設、すなわち市民ホール、コミュニティーセンターを民間業者などに管理させることに反対です。

また、議第60号競輪場メインスタンド工事契約13億200万円に反対です。この工事の入札結果は、事前情報と的中し、しかも98.5%という高率の落札率は、談合なしには考えられない結果です。私ども日本共産党が議案質疑でも指摘しましたように、談合情報が寄せられた時点で指名競争入札を一般競争入札に変更するなどの措置が必要でした。そうした措置をとらなかったことは、談合に甘い市の体質が変わっていないことを示しています。

さらに、議第68号関の江海岸の公有水面埋め立てに同意する議案に反対です。

総額24億円をかけて海水浴場を整備し、市の負担は7%ということですが、老人ホームの改築資金もない市民に身近な共同温泉にかかる経費も節減したいという中で、急いで進める事業ではありませんし。

最後に、議第70号市長専決処分は、市民税増税のための条例改正であり、反対します。

このような市民税増税にかかわる重要な議案は、市長の専決処分になじみません。さらに、この専決による増税額も大変大きいものがあります。すでに今年度も配偶者特別控除などによって1億3,000万円もの市民税が増税されていますが、来年度はすでに試算できているものだけでも3億5,000万円もの増税です。すなわち生計同一妻の均等割非課税措置の廃止により7,420人が影響を受け、1,000万円の増額、老年者控除の廃止と公的年金等の控除の縮小により4,600人が影響を受け、1億3,000万円の増税、定率減税の2分の1縮小により4万5,000人が影響を受け、2億1,000万円の増税、さらに65歳以上の非課税措置が、125万円から31万5,000円に引き下げられることによる影響額はまだ試算できておりませんが、4,200人の市民が増税になります。これらは、小泉内閣の税制改革により各種控除が次々と廃止・縮小されることによる増税ですが、私ども日本共産党は、このような「改革」の

名で痛みばかり押しつける悪政を認めるわけにはいきません。しかも、別府市民の所得は1998年度の1,494億円から2004年度の1,282億円と、この7年間に212億円、14.2%も減少しております。その結果、年間所得が200万円を越える市民は1万1,330人しかいない、言いかえれば市民の90%が年間所得200万円以下の低所得者です。

所得の減少と大增税というダブルパンチを受けているとき、多くの市民が浜田市政にどのような行政を望んでいるかをよく考えていただきたいということを申し添えまして、反対討論を終わります。

何とぞ、議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。(拍手)

議長(清成宣明君) 以上で、通告による討論は終わりました。これにて討論を終結いたします。

これより、上程中の全議案について順次採決を行います。

上程中の全議案のうち、議第47号平成17年度別府市一般会計補正予算(第1号)に対する各委員長報告は、いずれも原案可決であります。本件については、各委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長(清成宣明君) 起立多数であります。

よって、本件は各委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第55号別府市コミュニティーセンターの設置及び管理に関する条例等の一部改正についてに対する各委員長の報告は、いずれも原案可決であります。本件については、各委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長(清成宣明君) 起立多数であります。

よって、本件は各委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第60号工事請負契約の締結についてに対する委員長の報告は、原案可決であります。本件については、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長(清成宣明君) 起立多数であります。

よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第68号公有水面埋め立てに関する意見についてに対する委員長の報告は、原案可決であります。本件については、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長(清成宣明君) 起立多数であります。

よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第48号平成17年度別府市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)から、議第54号別府市手数料条例の一部改正についてまで、及び議第56号別府競輪市民広場の設置及び管理に関する条例等の一部改正についてから、議第59号別府市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正についてまで、並びに議第61号工事請負契約の締結についてから、議第67号大分県市町村会館管理組合規約の一部変更についてまで、以上18件に対する各委員長の報告は、いずれも原案可決であります。以上18件については、各委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(清成宣明君) 御異議なしと認めます。

よって、以上18件は各委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第70号市長専決処分についてに対する委員長の報告は、承認すべきものとの報告であります。本件については、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（清成宣明君） 起立多数であります。

よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第69号市長専決処分について及び議第71号市長専決処分についてから、議第75号市長専決処分についてまで、以上6件に対する各委員長の報告は、いずれも承認すべきものとの報告であります。以上6件については、各委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（清成宣明君） 御異議なしと認めます。

よって、以上6件は各委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第2により、議第76号別府市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて、及び議第77号別府市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについての以上2件を一括上程議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（市長・浜田 博君登壇）

市長（浜田 博君） ただいま上程されました議第76号及び議第77号は、本市教育委員会委員として、明石光伸氏並びに佐藤百代氏を任命いたしたいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

何とぞ、よろしく願います。

議長（清成宣明君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（清成宣明君） お諮りいたします。

別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（清成宣明君） 御異議なしと認めます。

よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議第76号別府市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについては、原案に対し同意を与えることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（清成宣明君） 御異議なしと認めます。

よって、議第76号は原案に対し同意を与えることに決定いたしました。

次に、議第77号別府市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについては、原案に対し同意を与えることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（清成宣明君） 御異議なしと認めます。

よって、議第77号は原案に対し同意を与えることに決定いたしました。

次に、日程第3により、議第78号監査委員の選任につき議会の同意を求めることに

ついて、及び議第79号監査委員の選任につき議会の同意を求めることについての、以上2件を一括上程議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(市長・浜田 博君登壇)

市長(浜田 博君) 御説明いたします。

ただいま上程されました議第78号及び議第79号は、本市監査委員のうち、識見を有する者の中から由川盛登氏を、議員の中から田中祐二議員を監査委員として選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

何とぞ、よろしく願いいたします。

議長(清成宣明君) 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(清成宣明君) お諮りいたします。

別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより順次採決を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(清成宣明君) 御異議なしと認めます。

よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより順次採決を行います。

上程中の議第78号監査委員の選任につき議会の同意を求めることについては、原案に対し同意を与えることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(清成宣明君) 御異議なしと認めます。

よって、議第78号は原案に対し同意を与えることに決定いたしました。

次に、上程中の議第79号監査委員の選任につき議会の同意を求めることについては、原案に対し同意を与えることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(清成宣明君) 御異議なしと認めます。

よって、議第79号は原案に対し同意を与えることに決定いたしました。

ただいま監査委員の選任の同意を与えました田中祐二君並びに前監査委員の高橋美智子君からごあいさつがありますので、お願いをいたします。

前監査委員(高橋美智子君) 一言、ごあいさつを申し上げます。

議選の監査委員として2年間無事に果たすことができました。これは、市長初め執行部の皆さん方、それから議会の皆さん方の温かい御支援のおかげだと、改めてお礼を申し上げます。

私の任期中に、住民監査請求が2件もございました。この住民監査請求は本当に大変な仕事量で、職員たちが愚直なまでにこの調査をする姿を見まして、本当に頭の下がる思いがいたしました。そして、これからもますますこのような事例がどんどんふえていくと思われまます。別府市は、今後もまた民主的に公正に効率的な行政運営をされることを祈念いたしまして、お礼のあいさつといたします。ありがとうございました。(拍手)

新監査委員(田中祐二君) 一言、お礼のごあいさつをさせていただきます。

監査委員の任命に議案として提出いただきました執行部の皆さん、そしてそれに同意をしていただきました議員各位に、大変ありがたく思っております。今後、私は「誠

意」という文字を心に刻んで一生懸命頑張っていきたいと思っております。どうか皆さんの今後の御指導・御鞭撻のほどをお願い申し上げまして、ごあいさつにさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

議長（清成宣明君） 次に、日程第4により、議第80号別府市固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて、及び議第81号別府市固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについての以上2件を一括上程議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（市長・浜田 博君登壇）

市長（浜田 博君） ただいま上程されました議第80号及び議第81号は、本市固定資産評価審査委員会委員として、安部朝男氏並びに高橋進氏を選任いたしたいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

何とぞ、よろしく願います。

議長（清成宣明君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（清成宣明君） お諮りいたします。

別に質疑もないようですので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより順次採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（清成宣明君） 御異議なしと認めます。

よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより順次採決を行います。

上程中の議第80号別府市固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについては、原案に対し同意を与えることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（清成宣明君） 御異議なしと認めます。

よって、議第80号は原案に対し同意を与えることに決定いたしました。

次に、議第81号別府市固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについては、原案に対し同意を与えることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（清成宣明君） 御異議なしと認めます。

よって、議第81号は原案に対し同意を与えることに決定いたしました。

次に、日程第5により、議第82号人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについてから、議第84号人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについてまで、以上3件を一括上程議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（市長・浜田 博君登壇）

市長（浜田 博君） ただいま上程されました議第82号から議第84号までの3件は、人権擁護委員として、藤井久子氏、薬師寺哲雄氏並びに神日出男氏を推薦いたしたいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

何とぞ、よろしく願います。

議長（清成宣明君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（清成宣明君） お諮りいたします。

別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより順次採決を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（清成宣明君） 御異議なしと認めます。

よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより順次採決を行います。

上程中の議第 8 2 号人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについては、原案に対し適任である旨の決定をすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（清成宣明君） 御異議なしと認めます。

よって、議第 8 2 号は原案に対し適任である旨の決定をいたしました。

次に、議第 8 3 号人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについては、原案に対し適任である旨の決定をすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（清成宣明君） 御異議なしと認めます。

よって、議第 8 3 号は原案に対し適任である旨の決定をいたしました。

次に、議第 8 4 号人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについては、原案に対し適任である旨の決定をすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（清成宣明君） 御異議なしと認めます。

よって、議第 8 4 号は原案に対し適任である旨の決定をいたしました。

次に、日程第 6 により、報告第 4 号平成 1 6 年度別府市一般会計繰越明許費繰越計算書の提出についてから、報告第 1 3 号寄附受納についてまで、以上 1 0 件の報告が提出されておりますので、一応当局の説明を求めます。

助役（大塚利男君） 御報告いたします。

報告第 4 号は、平成 1 6 年度別府市一般会計補正予算第 6 号、第 7 号及び第 8 号において、繰越明許費として議決をいただいた道路改良事業外 7 事業について、報告第 5 号は、平成 1 6 年度別府市公共下水道事業特別会計補正予算第 3 号において、繰越明許費として議決をいただいた公共下水道事業について、それぞれ繰越額が確定し、繰越計算書を調整しましたので、地方自治法施行令第 1 4 6 条第 2 項の規定により報告するものであります。

報告第 6 号は、一般国道 1 0 号線上人ヶ浜地区電線共同溝工事に伴う送水管布設工事に関する負担金外 1 件において、国及び県の事業が翌年度に繰り越されたため、同事業にかかわる予算を平成 1 7 年度に繰り越すもので、地方公営企業法第 2 6 条第 3 項の規定により報告するものであります。

報告第 7 号は、障害者基本法第 9 条第 3 項の規定に基づき別府市障害者計画を策定したので、同条第 8 項の規定により議会に報告するものであります。

報告第 8 号から報告第 1 1 号までの 4 件は、本市が出資を行っております法人について、その経営状況を説明する書類を、地方自治法第 2 4 3 条の 3 第 2 項の規定により提出するものであります。

まず、報告第 8 号は、別府市土地開発公社の平成 1 6 年度事業報告書の提出についてであります。

用地の先行取得事業として、温泉施設、鉄輪むし湯整備事業用地の先行取得を行い、用地処分事業として、旧鶴見園用地及び石垣第 2 土地区画整理事業用地を本市に売却し、

借入金の償還に当てるとともに、保有土地の有効利用を図るため、附帯等事業において保有土地の賃貸を行うものであります。今後とも用地の先行取得並びに保有土地の処分事業及び有効利用等を推進してまいりたいとの報告であります。

次に、報告第9号は、財団法人別府市総合振興センターの平成17年度事業計画書の提出についてであります。

独自事業として、温泉給湯事業等の5事業、受託事業として野営場事業等の9事業、計14事業を実施し、健全経営体制の強化を図るとともに住民福祉の向上に寄与したいとの報告であります。

次に、報告第10号は、財団法人別府商業観光開発公社の平成16年度事業報告書及び平成17年度事業計画書の提出についてであります。

平成16年度事業においては、施設経営の譲渡に伴う借入金の返済事務等を行ってまいりました。平成17年度においては、前年度の事業に沿ってこれらの事務を円滑に遂行してまいりたいとの報告であります。

次に、報告第11号は、財団法人別府速見・東国東地域中小企業勤労者福祉サービスセンターの平成16年度事業報告書及び平成17年度事業計画書の提出についてであります。

中小企業勤労者等の福祉向上等を図るために共済給付事業、健康管理事業、余暇活動事業、その他の事業を実施するとともに、広報宣伝活動を行うことにより、平成16年度において673事業所、会員1,753名を数え、その増加を図ることができました。平成17年度においては、これらの事業内容の充実と、より一層の会員の充実を図り、信頼されるセンターを目指してまいりたいとの報告であります。

次に報告第12号は、市道上の事故の和解につきまして、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告するものであります。

次に報告第13号は、寄附受納の報告であります。観光関係、土木関係、教育関係におきまして御寄附をいただいております。詳細は、お手元の報告書のとおりでありますので省略させていただきますが、この場をお借りして厚く御礼を申し上げます。

以上10件につきまして、御報告をさせていただきました。よろしく申し上げます。議長（清成宣明君） 以上で、当局の説明は終わりました。

報告事項について質疑のある方は、発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（清成宣明君） 別に質疑もないようですので、以上で質疑を打ち切ります。

以上10件の報告は、議会に対する報告でありますので、御了承願います。

次に、日程第7により、議員提出議案第9号地方議会制度の充実強化に関する意見書から、議員提出議案第15号住民基本台帳の閲覧制度の早期見直しを求める意見書まで、以上7件を一括上程議題といたします。

まず、議員提出議案第9号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（13番・野口哲男君登壇）

13番（野口哲男君） 議員提出議案第9号は、お手元に配付しております意見書を読み上げて、提案の説明にかえさせていただきます。

地方議会制度の充実強化に関する意見書

平成5年の衆参両議院における地方分権推進決議以降、地方分権一括法の施行や市町村合併に伴う地方自治にかかる地勢図の変化など、地方議会を取り巻く環境は、近時大きく変化してきている。

また、今日、三位一体の改革などが進められる中で、税財政面での自己決定権が強ま

れば、それに伴い議会の執行機関に対する監視機能を強化し、みずから住民のための政策を発信していかなければならないのは必然である。

このような中、二元代表制の下での地方議会の役割は一層その重要性を増していることから、住民自治の代表機関である議会の機能の更なる充実と、その活性化を図ることが強く求められている。一方、各議会においては、みずからの議会改革等を積極的に行っているところであるが、これらの環境に対応した議会の機能を十分発揮するためには、解決すべき様々な制度的課題がある。

こうした課題は、現行の地方自治法が制定後60年経過し、「議会と首長との関係」等にかかわる状況が変化しているにもかかわらず、ほとんど見直されておらず、議会にかかる制度が実態にそぐわなくなっていることから、議会制度全般にわたる見直しが急務である。

21世紀における地方自治制度を考えると、住民自治の合議体である「議会」が自主性・自律性を発揮してはじめて「地方自治の本旨」は実現するものであり、時代の趨勢に対応した議会改革なくして地方分権改革は完結しないと考える。

よって、国におかれては、現在、第28次地方制度調査会において「議会のあり方」を審議項目として取り上げ、活発な審議が行われているところであるが、地方議会制度の規制緩和・弾力化はもとより、①議長に議会招集権を付与すること、②委員会にも議案提出権を認めること、③議会に附属機関の設置を可能とすることなど、地方議会の権能強化及びその活性化のため、抜本的な制度改正が図られるよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成17年6月23日

別 府 市 議 会

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 殿

総務大臣

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。（拍手）

議長（清成宣明君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（清成宣明君） お諮りいたします。

別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（清成宣明君） 御異議なしと認めます。

よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議員提出議案第9号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（清成宣明君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第10号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（3番・市原隆生君登壇）

3番（市原隆生君） 議員提出議案第10号は、お手元に配付しております意見書を読

み上げて、提案の説明にかえさせていただきます。

地方六団体改革案の早期実現に関する意見書

地方六団体は、「基本方針2004」に基づく政府からの要請により、昨年8月に、地方分権の理念に沿った三位一体の改革を実現すべく、地方六団体の総意として、その改革案を小泉内閣総理大臣に提出したところである。

しかしながら、昨年11月の「三位一体の改革について」の政府・与党合意の税源移譲案は、その移譲額を平成16年度分を含め、概ね3兆円とし、その約8割を明示したものの、残りの約2割については、平成17年中に検討を行い、結論を得るとし、多くの課題が先送りをされ、真の地方分権改革とは言えない状況にある。

よって、政府においては、平成5年の衆・参両院による地方分権推進に関する全会一致の国会決議をはじめ、地方分権一括法の施行といった国民の意思を改めて確認し、真の「三位一体の改革」の実現を図るため、残された課題等について、地方六団体の提案を十分踏まえ、改革案の実現を強く求めるものである。

記

- 1、地方六団体の改革案を踏まえた、概ね3兆円規模の税源移譲を確実に実現すること。
 - 2、生活保護費負担金及び義務教育費国庫負担金等の個別事項の最終的な取り扱いは、「国と地方の協議の場」において協議・決定するとともに、国庫負担率の引き下げは絶対認められないこと。
 - 3、政府の改革案は、地方六団体の改革案の一部しか実現されておらず、地方六団体の改革案を優先して実施すること。
 - 4、地方六団体の改革案で示した平成19年度から21年度までの第2期改革案について政府の方針を早期に明示すること。
 - 5、地方交付税制度については、「基本方針2004」及び「政府・与党合意」に基づき、地方公共団体の財政運営に支障が生じないよう、法定率分の引き上げを含み地方交付税総額を確実に確保するとともに、財源保障機能、財源調整機能を充実強化すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成17年6月23日

別府市議会

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

内閣官房長官

総務大臣

財務大臣

郵政民営化・経済財政政策担当大臣 殿

何とぞ、議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。（拍手）

議長（清成宣明君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（清成宣明君） お諮りいたします。

別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（清成宣明君） 御異議なしと認めます。

よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

す。

上程中の議員提出議案第10号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（清成宣明君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第11号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（10番・平野文活君登壇）

10番（平野文活君） 議員提出議案第11号は、お手元に配付しております意見書を読み上げて、提案の説明にかえさせていただきます。

最低賃金の引き上げを求める意見書

最低賃金制度は、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、労働者の生活の安定、労働力の質的向上、さらには事業の公正な競争を確保し、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とした制度です。毎年、中央最低賃金審議会の「目安答申」をもとに全国的な整合性をはかりつつ、都道府県の労働局で改定されています。

しかしながら、その改定額は一般労働者の賃金動向を常に下回り、大分県の最低賃金額は時間額607円と、著しく低いものとなっています。最近では、パートや派遣、臨時労働者、アルバイトなどの「非正規」労働者が増えています。仕事上の活躍の場のひろがりにもかかわらず、最低賃金の低さを反映して、「非正規」労働者の賃金は低く抑えられています。フルタイムで働いても1カ月10万程度の賃金では、健康で文化的な生活保障、地域経済の活性化、少子化対策などの政策的効果は望めません。

厚生労働省の「最低賃金制度のあり方に関する研究会」報告書（2005年3月31日）も、今の地域別最低賃金が「適切に機能しているかという観点から問題がある」と指摘し、生活保護との比較にも言及し「安全網としての適切な機能を果たすにふさわしい水準とすることが必要である」と提言しています。

現行の最低賃金制度は、金額が低過ぎるという問題以外にも、地域間格差のあり方に合理性がないという問題や、全国的に一貫した仕組みでないために、生活保護基準や年金制度などとの関連や整合性がとれないという問題を抱えています。賃金の社会的底支えをする最低賃金制度の引き上げ、労働者・国民の生活改善で景気回復をはかるためにも、国民生活の最低保障を支えるための整合性ある制度を構築するためにも、全国一律最低賃金制度の法制化が必要です。

よって政府においては、下記の内容で最低賃金制度を改善されるよう、強く要望します。

記

1、地方最低賃金の改定にあたっては、最低賃金法の趣旨にもとづき生計費原則に基づいて「健康で文化的な最低限の生活」が保障されるようにし、少なくとも生活保護基準を上回ること。

2、国民生活の最低保障（憲法第25条）の基軸となり、農林漁業、中小企業、地域経済の活性化に結びつく、全国一律の新しい最低賃金制度を創設すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成17年6月23日

別府市議会

内閣総理大臣

厚生労働大臣 殿

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。（拍手）

議長（清成宣明君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（清成宣明君） お諮りいたします。

別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（清成宣明君） 御異議なしと認めます。

よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議員提出議案第11号については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（清成宣明君） 起立少数であります。

よって、本件は否決されました。

次に、議員提出議案第12号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（14番・野田紀子君登壇）

14番（野田紀子君） 議員提出議案第12号は、お手元に配付しております意見書を読み上げて、提案の説明にかえさせていただきます。

湯布院厚生年金病院と同保養ホームの公的施設としての存続を求める意見書

湯布院厚生年金病院は、大分郡周辺住民の命と健康を守る中核医療機関としての重要な役割を果たすとともに、リハビリテーション医療の分野では国内トップレベルの成人病リハビリテーション専門病院として全国各地から患者を受け入れ、地元大分においては「大分県リハビリテーション支援センター」に指定され、県内各地の広域支援センターや医療・保健・福祉施設と協同して「障害者も高齢者もだれもが安心して生活できる地域づくり」に取り組んでいます。

また、同病院及び併設されている湯布院厚生年金保養ホームは、両者が連携して日本では希有な「滞在型のリハビリテーション医療・温泉療養システム」としての機能を持ち、成人病の回復期リハビリテーションや障害者、難病患者らの社会復帰、あるいは健康に不安を持つ人々の健康増進をはかる医療福祉施設として、全国各地の多くの人々に利用されています。

こうした大きな役割は、両施設が地域医療と障害者や高齢者など社会的弱者への奉仕を基本方針とする非営利の公的病院・福祉施設であったからこそ果たしたことでした。

少子高齢化社会化と国民の健康悪化が深刻化している今日、こうした医療福祉施設のいっそうの充実が求められています。それは、お年寄り等の寝たきり化や要介護化を防止し、急騰する医療費の軽減、介護保険制度の危機を打開するうえでも重要です。

ところが国の年金制度改革のもとで、全国の厚生年金病院及び保養ホームの売却・廃止が計画されています。廃止されたり、営利企業法人に売却されることになれば、住民の健康と安全、職員（湯布院約400人）の雇用と地域経済に及ぼす影響は計り知れません。

よって、下記のことを実施されるよう、強く要望します。

記

1、国及び関係機関は、厚生年金病院と保養ホームが連携して行う公的医療・福祉サービス機能が将来にわたり継続・充実されるよう、両施設を非営利の公的病院・福祉施設として一体で存続させること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成17年6月23日

別府市議会

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

厚生労働大臣 殿

何とぞ、議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。（拍手）

議長（清成宣明君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（清成宣明君） お諮りいたします。

別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（清成宣明君） 御異議なしと認めます。

よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議員提出議案第12号については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（清成宣明君） 起立少数であります。

よって、本件は否決されました。

次に議員提出議案第13号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（16番・田中祐二君登壇）

16番（田中祐二君） 議員提出議案第13号は、お手元に配付しております意見書を読み上げて、提案の説明にかえさせていただきます。

社会保障制度の抜本改革を求める意見書

公的年金制度は、国民の高齢期の生活を支える重要な社会保障制度であり、年金制度の改革は、今日、国民の最大の関心事となっている。

政府は、公的年金制度改革を行うため、昨年、年金改革関連法案を提出し、参議院において6月5日に可決、成立した。

しかしながら、職業によって加入する年金制度が分かれ、負担と給付が異なっていることや、年金制度に対する不信感により、国民年金の未加入・未納が発生するなどの問題も残されている。

現在のわが国の年金制度が抱える問題点や、介護・障害者サービスの決定、医療制度の改革など社会保障制度全体の抜本的改革を行うことが必要である。

よって、本議会は、国において、国民が生涯を通じて安心して暮らせる社会保障制度を創設するため、次の事項について早急に実施するよう強く要望する。

記

- 1、基礎年金制度の改革を初め各種年金の見直しを行い、早急を実施すること。
- 2、とくに、子育て支援の充実、雇用政策、住宅政策などとの連携を十分にはかること。
- 3、国民年金の未加入者及び未納者に対する通知、督促を適正に行うための措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成17年6月23日

別府市議会

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

財務大臣

厚生労働大臣 殿

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。（拍手）

議長（清成宣明君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（清成宣明君） お諮りいたします。

別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（清成宣明君） 御異議なしと認めます。

よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議員提出議案第13号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（清成宣明君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第14号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（17番・高橋美智子君登壇）

17番（高橋美智子君） 議員提出議案第14号は、お手元に配付しております意見書を読み上げて、提案の説明にかえさせていただきます。

義務教育費国庫負担制度の堅持および30人以下の

少人数学級の実現・複式学級解消を求める意見書

いま、「国庫補助負担金削減、地方交付税改革、税源委譲」を同時に進める政府の「三位一体改革」の中で、義務教育費国庫負担制度が大きな焦点になっています。

義務教育は憲法の要請に基づき、子どもたち一人ひとりが国民として必要な基礎的資質を培い、社会人となるためのセーフティネットです。その義務教育の全国水準の維持向上や機会均等を確保するのは国の責務であり、そのために公立小中学校の教職員の人件費を国が半額負担するのが義務教育費国庫負担制度です。

現在、この制度を批判する意見として、今の制度では地方に裁量権が無く、自由に学級の子どもの数や教職員の数を決められない、というものがあります。しかし、この制度は国と地方が義務教育にかかる共同責任を果たすためのもので、地方分権の推進を阻害するものではありません。

例えば、大分県では県独自の複式学級基準による県単教職員の配置が行われ、国の基準に比べ複式学級は少なくなっています。また、2004年度より人数による制限があるものの、県独自で小学校1年生から30人以下の少人数学級を行うことになりました。

このように、現行制度でも自治体の裁量権は保障されています。

国民に等しく義務教育を保障するという観点から言えば、このような施策は、本来国の財政負担と責任において行われるべきです。財政事情が地方も悪化してきている中、

子どもたちにとって最善の教育環境を実現していくためには、国が財政的に最低保障して下支えしている義務教育費国庫負担制度は必要不可欠です。

また、税源委譲がされれば義務教育費国庫負担制度は廃止してかまわないという意見もありますが、文部科学省の試算によれば、国庫負担制度を廃止し、税源委譲した場合大分県をはじめ40道府県で現在の国庫負担金額が確保されないことが明らかになっています。このことから、義務教育費国庫負担制度の廃止は、各県の財政を圧迫し、ひいては市町村財政にも影響を与えることが予想されます。その結果、財政力によって都道府県ごと、また市町村ごとに義務教育の水準格差が生まれることは必至です。

「教育は未来への先行投資」であり、子どもたちへの最善の教育環境を提供する必要があることから、下記の事項の実現を強く求めます。

記

1、子どもたちに、教育の機会均等と教育水準を保障するために必要不可欠な義務教育費国庫負担制度を堅持すること。

2、国が財源負担をして、30人以下の少人数学級を全国一斉に実施するとともに、複式学級を解消すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成17年6月23日

別府市議会

内閣総理大臣

文部科学大臣

財務大臣 殿

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。（拍手）

議長（清成宣明君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（清成宣明君） お諮りいたします。

別に質疑もないようですので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（清成宣明君） 御異議なしと認めます。

よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議員提出議案第14号については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（清成宣明君） 起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第15号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（25番・岩男三男君登壇）

25番（岩男三男君） 議員提出議案第15号は、お手元に配付しております意見書を読み上げて、提案の説明にかえさせていただきます。

住民基本台帳の閲覧制度の早期見直しを求める意見書

現在、個人情報保護に関する法整備の進展とともに、行政機関のみならず民間事業者においても、より適切な個人情報の保護を図ることが喫緊の課題となっている。しかしながら、本年4月から個人情報保護法が全面施行された中であって、市町村の窓口にお

いて、住民基本台帳法第11条により氏名、住所、生年月日、性別の4情報が、原則として誰でも大量に閲覧できる状況にあり、この点は早急に検討・是正すべき課題である。

住民基本台帳制度は、昭和42年制定以来、住民の利便の増進、国及び地方公共団体の行政の合理化を目的とし、居住関係を公証する唯一の公簿として、広く活用されてきたところである。しかし一方、高度情報化社会の急速な進展により、住民のプライバシーに対する関心が高まるにつれて、住民基本台帳の閲覧制度に対する住民の不満や不安は高まっているのも事実である。

さらに、最近では閲覧制度を悪用した悪徳商法や不幸な犯罪事件が発生しており、住民基本台帳法第11条による閲覧制度が現実として住民の権利を著しく侵害しつつあり、自治体独自の取り組みでは補いきれない課題を生じさせている。住民を保護すべき自治体としては、現行の閲覧制度のもとでは、こうした事態への対応は極めて困難である。

よって、国・政府に対し、住民基本台帳法に「何人でも閲覧を請求することができる」と規定されている閲覧制度を、原則として行政機関等の職務上の請求や世論調査等の公益に資する目的に限定するなど、抜本的な改革を早急に講じるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成17年6月23日

別府市議会

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣 殿

何とぞ、議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。（拍手）

議長（清成宣明君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（清成宣明君） お諮りいたします。

別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（清成宣明君） 御異議なしと認めます。

よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議員提出議案第15号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（清成宣明君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第8により、別府市農業委員会委員の推薦を行います。

（推薦予定者除斥）

議長（清成宣明君） 本件に関しましては、昨年第2回市議会定例会において本市議会が推薦いたしました農業委員会委員であります、

10番 平野文活君

28番 浜野弘君

30番 朝倉斉君

以上3名の方々の任期が、平成17年7月19日をもって満了することに伴い、市長

より議長あてに後任者の推薦依頼がありました。よって、この際、別府市農業委員会委員の後任者の推薦を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（清成宣明君） 御異議なしと認めます。

よって、農業委員会委員の後任者の推薦を行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

今回の改選から、議会が推薦する農業委員会委員の定数が減員され、4名から2名となりましたが、後任者2名の人選の方法につきましては、指名推選により行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（清成宣明君） 御異議なしと認めます。

よって、人選の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（清成宣明君） 御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

別府市農業委員会委員の後任として

12番 池田康雄君

22番 三ヶ尻正友君

以上2名の方々を御指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において御指名いたしました2名の方々を別府市農業委員会委員の後任として推薦することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（清成宣明君） 御異議なしと認めます。

よって、さきに当市議会が推薦した現農業委員会委員の方々の任期が7月19日をもって満了することに伴い、ただいま御指名いたしました2名の方々を後任の農業委員会委員に推薦することに決定いたしました。

（除斥者入場）

議長（清成宣明君） 次に、日程第9により、別府速見地域広域市町村圏事務組合議会議員の選出を行います。

本件に関しましては、当市議会が選出いたしました組合議会の議員であります、

2番 嶋 幸一君

3番 市原隆生君

4番 国実久夫君

7番 猿渡久子君

8番 吉富英三郎君

9番 黒木愛一郎君

14番 野田紀子君

17番 高橋美智子君

19番 山本一成君

21番 永井正君

23番 佐藤岩男君

24番 泉 武 弘 君
25番 岩 男 三 男 君
27番 内 田 有 彦 君
29番 首 藤 正 君
30番 朝 倉 齊 君

以上16名の方々から、6月22日付で組合議会議員を辞任する旨の届け出がなされており、これに伴い、組合議会副議長より当市議会議長に対し、別杵速見地域広域市町村圏事務組合同規約第7条第2項の規定により補充議員を選出することの要請がなされております。

お諮りいたします。

選出の方法につきましては、指名推選によることにいたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（清成宣明君） 御異議なしと認めます。

よって、選出の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（清成宣明君） 御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

別杵速見地域広域市町村圏事務組合同議会議員に、

1番 長 野 恭 紘 君
5番 麻 生 健 君
6番 萩 野 忠 好 君
10番 平 野 文 活 君
11番 松 川 峰 生 君
12番 池 田 康 雄 君
13番 野 口 哲 男 君
15番 堀 本 博 行 君
16番 田 中 祐 二 君
19番 山 本 一 成 君
20番 清 成 宣 明
22番 三ヶ尻 正 友 君
26番 原 克 実 君
28番 浜 野 弘 君
29番 首 藤 正 君
31番 村 田 政 弘 君

以上16名の方々を御指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において御指名いたしました16名の方々を、別杵速見地域広域市町村圏事務組合同議会議員に選出したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（清成宣明君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま御指名いたしました16名の方々が、別杵速見地域広域市町村圏事

務組合議会議員に選出されました。

休憩いたします。

午前 11時36分 休憩

午後 1時02分 再開

副議長（堀本博行君） 再開をいたします。

先ほど、議長・清成宣明君から私あてに、議長の辞職願が提出をされました。

お諮りいたします。

この際、議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（堀本博行君） 御異議なしと認めます。

よって、この際、議長辞職の件を日程に追加し、議題といたします。

お諮りいたします。

清成宣明君の議長辞職を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（堀本博行君） 御異議なしと認めます。

よって、清成宣明君の議長を辞職することを許可することに決定いたしました。

（入場する者あり）

副議長（堀本博行君） ただいま、議長が欠員となりました。

お諮りいたします。

この際、議長の選挙を日程に追加し、これより選挙を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（堀本博行君） 御異議なしと認めます。

よって、この際、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行うことに決定をいたしました。

これより、議長の選挙を行います。

選挙の方法は、投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議 場 閉 鎖）

副議長（堀本博行君） ただいまの出席議員数は、28名であります。

投票用紙を配付いたします。

（投 票 用 紙 配 付）

副議長（堀本博行君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（堀本博行君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

（投 票 箱 点 検）

副議長（堀本博行君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は、単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、議席順に順次投票願います。

（投 票）

副議長（堀本博行君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（堀本博行君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場閉鎖)

副議長(堀本博行君) これより開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に

5番 麻生 健君

11番 松川 峰生君

を指名いたします。よって、両君の立ち会いをお願いいたします。

これより、開票を行います。

(開票)

副議長(堀本博行君) それでは、選挙の結果を報告いたします。

投票総数28票、これは先ほどの出席議員数と符合いたしております。

そのうち、

有効投票 28票、

無効投票 ゼロ票、

有効投票中、

21番 永井 正君 25票

10番 平野 文活君 3票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は、7票であります。

よって、21番・永井正君が議長に当選をされました。

ただいま議長に当選されました永井正君が議長におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により、議長に当選の旨を口頭をもって告知いたします。

ここで、新旧議長より、それぞれ退任と就任のごあいさつをお願いいたします。

〔旧議長あいさつ〕

旧議長(清成宣明君) 一言お礼を申し上げます。

就任以来今日まで、本当に先輩議員はもちろんのこと、皆さん方にお助けをいただきまして、何とか議長職を全うすることができました。本当に皆様方のおかげと心から感謝をいたしております。

また、浜田市長初め三役の皆さん、それから部課長の皆さん、あちらこちらで本当にお世話になりまして、御指導をいただきましたことを心から感謝申し上げたいと思います。本当にありがとうございました。

議長になって感じたことは、意外と別府の地位が高かったと、議長職としての地位が本当に全国的に高く、あちこちの会議、その他に出席をさせていただいても、実に多くの全国の議長さんから、「別府にお邪魔しましたよ」、「今度お邪魔しますよ。ぜひよろしく」という、あちこちでごあいさつを受けたことが、本当に別府のすばらしさを物語っておるのかなというふうに感じました。

議会改革、その他において大して誇るべき成果は上げられませんでしたけれども、おかげで何とか今日まで無事に、議会の品位を汚すことなく務め上げられたことを、重ねて感謝を申し上げるところであります。特に議会事務局、局長を初め、参事を初め多くのスタッフに本当におんぶに抱っこ、あるときは肩車までしていただいております。いただいたことを、この場を借りて本当に心から厚くお礼を申し上げたいと思います。

残された任期を一議員としてこれからも精いっぱい市政・議会発展のために頑張っていく所存でありますので、どうぞ今後ともよろしく御指導をいただきますように、お礼を兼ねてごあいさつとさせていただきます。

それから、永井議員におかれましては、議長職は結構大変でございまして、体に注意

をして、私もたばこをやめようと思っておりますから、あなたもやめていただいて、
(笑声)大いに頑張っていたきたいと思います。

本当に長い間お世話になりました、ありがとうございました。感謝申し上げます。お世話になりました。(拍手)

〔新議長あいさつ〕

新議長(永井 正君) 貴重な議会の時間を拝借いたしまして、一言ごあいさつを申し上げます。

先ほどは、議員多くの御推挙をいただきまして、清成議長の後任で新議長として務めさせていただくようになりました。大変ありがとうございました。

まだまだ浅学非才な若輩者でございますけれども、議員の皆様そしてまた執行部、職員の皆様方の御協力をいただきながら、副議長とともに自分の置かれた立場をしっかりと認識をして、公平・公正な議会運営を目指して頑張りたいというふうに考えております。これからどうか御指導・御鞭撻のほどを、よろしく申し上げます。

本日は、まことにありがとうございました。簡単でございますけれども、お礼と就任のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。(拍手)

副議長(堀本博行君) それでは、ここで市長よりごあいさつがありますので、お願いをいたします。

〔市長あいさつ〕

市長(浜田 博君) 行政を代表いたしまして、一言お礼と、またお喜びを申し上げます。

清成市議会議長さんにおかれましては、統一地方選挙の後、平成15年5月の第1回の別府市議会臨時議会におきまして市議会議長に就任されて以来、今日までの2年間にわたりまして、別府市政の発展と地域住民の福祉向上に多大なお力添えをいただきましたことに対し、行政を代表して厚く御礼を申し上げる次第でございます。

今後とも、別府市政のさらなる飛躍・発展のために一層の御尽力を賜りますように、お願いを申し上げます。本当にありがとうございました。

また、ただいま、大多数の議員皆様方の御支持によりまして、新しい市議会議長に就任されました永井正議員におかれましては、今日までの豊富な経験と知識を十分に生かし、民主的な議会運営にその手腕を発揮していただきまして、あわせてまた市政発展並びに住民福祉の向上のためにお力添えをいただきますことをお願い申し上げます。お祝いのごあいさつとさせていただきます。本当におめでとうございました。(拍手)

副議長(堀本博行君) 休憩いたします。

午後1時20分 休憩

午後1時22分 再開

議長(永井 正君) 再開いたします。

次に、日程第10により、議員派遣の件を議題といたします。

お手元に配付いたしておりますように、議員派遣の申し出があります。

お諮りいたします。

各議員から申し出のとおり、議員派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(永井 正君) 御異議なしと認めます。

よって、各議員から申し出のとおり、議員派遣することに決定いたしました。

なお、やむを得ない事情による変更または中止については、その決定を議長に委任していただきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（永井 正君） 御異議なしと認めます。

よって、やむを得ない事情による変更または中止については、その決定を議長に委任することに決定いたしました。

お諮りいたします。

以上で平成17年第2回市議会定例会を閉会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（永井 正君） 御異議なしと認めます。

よって、以上で平成17年第2回市議会定例会を閉会いたします。

午後1時22分 閉会